



第5回レセプト講座へのご質問（5.27版）

- ① 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は居宅療養管理指導を算定している場合も算定可能でしょうか？

【回答】

算定できません。

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は介護保険との給付調整に該当するため、**介護保険算定患者または居宅の要介護認定者には算定できない旨**、厚生労働省より通知が出ました（平成 28 年 3 月 25 日保医発 0325 第 8 号）。

注意点は、居宅療養管理指導を算定している患者だけではなく、**要介護認定を受けている患者にも算定できない（居宅療養管理指導を算定していない場合でも）**ということです。

- ② ALS 患者で摂食機能障害がある場合は、内視鏡検査または嚥下造影により検査が必要ですか？

【回答】

必要です。

A L S（筋萎縮性側索硬化症）の患者は、嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査による嚥下機能評価によって他覚的に嚥下機能の低下が確認できる患者に該当します。

自院での評価でなくとも構いませんが、嚥下機能評価を実施した医療機関名をレセプト記載してください。